

「コンビニペーパーレス決済サービス」利用規約

第1章 総則

本規約は、本コンビニペーパーレス決済サービス（以下、「本サービス」という）申込者（以下、甲という）と株式会社 ROBOT PAYMENT（以下、乙という）との本サービス利用契約（以下、「本契約」という）に係わる一切の關係に適用します。

第1条（用語の定義）

本規約において、次の各号の用語は、それぞれ次の意味で使用するものとする。

- （1） コンビニペーパーレス決済サービス 甲が展開しているインターネットをはじめとした、マルチメディア等を利用した電子商取引による顧客の商品等の購入代金を、コンビニエンスストア各社の直営店または加盟店（以下、合わせて一括するという場合は、「コンビニ店舗」という）にて代理受領する業務をいう。
- （2） 顧客 甲より商品購入またはサービスの提供を受ける者をいう。
- （3） SHOP 甲が商品等を販売するために、インターネットをはじめとしたマルチメディア上に設けている仮想の店舗をいう。
- （4） 商品等 甲が SHOP において顧客に対し販売する物品または提供するサービスのうち、甲が本規約に基づき乙に届け出た物品またはサービスをいう。ただし、甲が乙に対し物品またはサービスを届け出たとしても、乙、コンビニエンスストア各社およびコンビニ店舗は直接・間接を問わず、第6条に定める件外契約に一切関係しないものとする。

第2条（本規約の変更）

1. 乙が本規約を変更する場合は、甲に文書、その他の手段にて事前通知を行い、1ヶ月間の協議期間において異議のないときは変更に同意したとみなす。
2. 本規約は、コンビニエンスストア各社が別に定める利用規約等に準拠しており、本規約への変更が必要な場合、乙は速やかに本規約の変更を行い、甲に通知するものとする。

第3条（本サービス申込みの成立）

本サービスの申込みは、本契約の契約日より成立するものとする。但し、特約がある場合はこの限りでない。

第4条（申込み手続き）

1. 甲が本サービスの利用を希望する場合には、乙が定める利用申込書兼会社概要書

(以下、「会社概要書」という)に申込み内容を記入し、乙に提出することにより申し込むものとする。

2. 甲が本サービスの利用を希望する場合には、甲の会社案内、登記簿謄本、および印鑑証明書等を会社概要書に添付するものとする。

第5条 (変更の届出)

甲は、次の各号の事項に変更が生じた場合には、速やかに乙所定の書式にて当該変更につき乙に通知するものとする。

- (1) SHOPの名称、顧客に表示する連絡先等
- (2) 甲の住所または所在地
- (3) 甲の名称、取扱商品等
- (4) 甲の URL
- (5) 甲の銀行口座
- (6) 前各号のほか、会社概要書等により甲が乙に届出した事項

第2章 代理受領サービス

第6条 (顧客との契約)

1. 商品等の購入またはサービスの提供は、甲と顧客との間の契約（以下「件外契約」という）関係であり、商品の発送も含め、乙、コンビニエンスストア各社およびコンビニ店舗は、直接・間接を問わず件外契約に一切関係しないものとする。
2. 前項を具現化するために、件外契約がインターネットをはじめとしたマルチメディアを通じてなされることに伴い、甲は、顧客に対して以下の事項およびこれに付随する事項（以下これらを「件外契約条件」という）を甲のインターネットホームページ上または他のマルチメディア上で明示することとし、これらから発生する、SHOP の運営、商品等の販売、顧客および第三者による商品等に関する紛争その他請求等の事についてはすべて甲の責任と費用負担において解決し、乙、コンビニエンスストア各社およびコンビニ店舗には一切迷惑をかけないものとする。
3.
 - (1) 乙がコンビニエンスストア各社およびコンビニ店舗を通じて、顧客の商品等購入代金の代理受領業務を行っていること
 - (2) 甲もしくはSHOPの住所、商号または名称、ならびに代表者の氏名
 - (3) 顧客によるコンビニ店舗での申込みの取消と商品等の購入またはサービス提供の拒絶に関する条項
 - (4) 支払いは日本国内において、第8条に定める払込方法により円貨で行うこと

- (5) 商品等の内容、引渡条件、価格、支払および申込みの取消条件その他取引条件
 - (6) 商品等についての問い合わせ窓口、連絡先ならびに電子メールアドレス
 - (7) 商品等に対するクレーム等の連絡先
 - (8) 商品等の返品、クーリングオフに必要とされる手続き
 - (9) 損害賠償責任の制限
4. 甲は、顧客に対して、以下の件外契約条件を甲のインターネットホームページ上または他のマルチメディアで明示することが望ましい。
- (1) 顧客は、極力成人とすること、及び、架空名義、匿名等本人以外の名義による申込みを禁止すること
 - (2) 件外契約成立の時期
 - (3) 顧客の個人情報の登録、利用
 - (4) 件外契約が附合契約のため随時変更があることの承認

第7条（苦情・照会等の対応）

1. 乙は、本サービスにあたり、顧客から苦情もしくは照会を受けた場合は、速やかに甲の提出した会社概要書に記載された甲の窓口担当者または、担当部門に報告する。甲は、乙の報告に基づき、甲の費用と責任において顧客と折衝を行うものとする。
2. 甲は、コンビニ店舗における対応に関する苦情を顧客から受けた場合、乙の窓口担当者または、担当部門に連絡する。甲および乙は、すみやかなる苦情対応を行い、各々の責任範囲について早期解決に努めるものとする。

第8条（本サービス）

乙は甲に対し、以下の通り本サービスを提供する。

- (1) 乙は、甲から顧客に対して発行される、SHOP 名称、商品等の購入額、および顧客名等が記載された払込票、または払込票番号、受付番号、企業コードと注文番号、オンライン決済番号等（以下、合わせて「払込案内等」という）に基づいてコンビニ店舗のPOSレジ等に表示される商品等の購入代金（消費税等を含み、以下同様）を甲に代わって現金（日本円貨）にて収納する業務を、コンビニエンスストア各社の直営店において行うものとし、同時にコンビニエンスストア各社より加盟店に対しても同業務の受託を推奨する。
- (2) 乙は、本サービス提供にあたり必要とする場合は、乙の契約するシステム担当会社から、専用のアプリケーションソフトウェア（以下、「本件ソフトウェア」という）の甲への使用許諾を受けるものとする。
- (3) 乙は、顧客がコンビニ店舗において払込案内等に基づき収納取扱いした料金収納デ

ータを甲に提供する。

(4) 前号により、乙が甲に提供するデータは、以下の通りとする。

- ①顧客が商品等の購入代金をコンビニ店舗にて支払った後、甲に代金受領を通知するためのデータ（以下「入金速報データ」という、稀にコンビニ店舗での受付状態により、代金未受領でも通知される場合がある）
- ②顧客が商品等の購入代金をコンビニ店舗にて支払った後、乙がコンビニエンスストア各社を通じて代金受領を確認したデータ（以下、「入金確定データ」という）
- ③一旦は、入金速報データを通知したが、乙がコンビニエンスストア各社を通じて代金受領を確認できなかったデータ（以下、「入金速報取消データ」という）

(5) 1. 入金速報データまたは入金確定データのいずれかに基づき顧客に商品を発送またはサービスを提供するかは、甲の責任において決定するものとし、乙はこの決定および商品発送・サービス提供に関し、その責を負わないものとする。

2. 乙は、入金確定データに基づき振込事務処理を行い、会社概要書に記載された銀行口座へ振り込むものとする。

3. 乙は、本サービスに関する業務の一部を第三者に再委託することができるものとする。その場合、乙は第三者に関する全ての責任を負うものとする。

第9条（ユーザ ID 等の管理）

1. 本契約締結後、甲は乙に対し、乙専用の ID 及びパスワードを発行する。
2. 乙は、甲から発行された ID 及びパスワードについて、第三者に知られないよう管理し、定期的にパスワードの変更を行う等、パスワードの盗用を防止する措置を乙の責任において行わなければならない。
3. 甲は「ROBOT PAYMENT 決済サービス管理画面」へのアクセスについて、送信された ID 及びパスワードがいずれも乙が登録したものである場合には、乙からの送信として取り扱うこととし、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害等については一切責任を負わないものとする。

第10条（禁止事項）

甲は、本サービスの利用、ならびに商品等の提供において、次の各号の内容に該当する行為をしないものとする。

- (1) 訪問販売等に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、独占禁止法その他の営業活動の規制に関する法律・規則等に違反する行為
- (2) 無免許による商品券等の金券類、金銀の地金またはタバコ・印紙・切手等の専売品を販売する行為
- (3) 詐欺行為
- (4) 本サービスを、本規約に定める代金決済以外の目的に使用する行為、ならびに本サ

サービスの運営に支障を与える行為

- (5) 公序良俗に反する文書、画像等を送信または表示する行為
- (6) 無限連鎖講（ねずみ講）を開設し、またはこれに勧誘する行為
- (7) その他、法令に違反し、または他人に不利益を与える行為
- (8) コンビニエンスストア各社およびコンビニ店舗のイメージを低下させる販売行為または提供
- (9) 前各号のいずれかに該当する行為が見られる他人のデータ、情報等へリンクを張る行為

第3章 損害賠償の制限

第11条（乙の責任）

1. 本サービスに対する乙の責任は、甲および顧客が支障なく本サービスを利用できるよう、最善の努力をもって本サービスを運営することに限られるものとする。
2. 本条前項に定めるほか、乙は、甲が本サービスの利用または利用不能により被った損害につき、一切責任を負わないものとする。
3. 乙は、甲に対し、甲へのアクセス数、収益等、甲の運営に関して何ら保証するものではない。

第12条（損害賠償の制限）

乙または甲が、本契約に基づく債務を履行しないとき、もしくは本契約の解除、即時解除のいずれかに該当したことにより相手方に損害を与えた場合は、損害を与えた当事者は相手方に対し賠償責任を負うものとする。

第3章 その他

第13条（本規約に基づく権利譲渡の禁止）

甲または乙が相手方の事前の書面による承諾なしに、本規約および本規約に関して取得した権利または義務を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはならないものとする。

第14条（サービスの中断）

1. 乙は、乙またはコンビニエンスストア各社およびコンビニ店舗の設備の保守または工事上やむを得ないときまたは通信回線の輻輳もしくは使用不能のときは、乙の判断により、本サービスの提供を中断することができる。
2. 前項によるサービスの中断の場合は、乙はあらかじめその旨を甲に通知する。ただし、緊急時その他やむを得ない場合は、この限りではない。

第15条（秘密保持）

1. 乙および甲は、相手方の書面による事前の承諾なくして、本契約に関連して知り得た相手方固有の業務上、技術上、営業上、その他一切の有用な秘密情報を第三者に開示、漏洩しないものとする。なお、秘密情報を相手方に開示する場合には、秘密である旨を明示するものとする。
2. 本条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当することを開示を受けた当事者が証明することのできる情報は、秘密情報には含まれないものとする。
 - (1) 開示の時点ですでに公知の情報、またはその後開示を受けた当事者の責によらずして公知となった情報
 - (2) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (3) 開示の時点ですでに開示を受けた当事者が保有している情報
 - (4) 開示を受けた当事者が、開示された情報によらずして独自に開発した情報
 - (5) 開示した当事者が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報
 - (6) 管轄官公庁もしくは法律の要求により開示された情報
3. 前項の第三者とは、乙および甲の役員・従業員、それぞれが秘密保持契約を締結している協力会社、ならびに乙または甲が指定し相手方が同意した者以外の者をいう。

第16条（購入記録の利用）

乙は、顧客による甲の利用に関する情報を、顧客のプライバシーに配慮の上、管理・統計上の目的等において利用できるものとする。このとき、乙は甲の名称及び甲と特定できる表現で詳細な情報を開示することはしないものとする。

第17条（商標等）

1. 甲は、乙の商号および商標等（乙の URL を含むがこれに限らない）を使用する場合は、事前に書面で乙の許諾を得るものとする。
2. 乙は、甲の商号および商標を、自己が発行する刊行物、会員向け冊子その他、乙が提供するサービスの案内の目的に限り、事前に書面で甲の許諾を得た上で使用することができるものとする。

第18条（裁判管轄）

本契約および本規約に関する一切の訴訟は、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 19 条（準拠法）

本契約および本規約に関する準拠法は日本法とする。

付 則 この規約は、2006 年 1 月 1 1 日より効力を発するものとする。

この規約は、2020 年 10 月 9 日に改訂した。